

指定確認検査機関票	
この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指定の番号	沖縄県指令土第575号
指定の有効期間	令和3年9月19日から 令和8年9月18日まで
機関の名称	公益財団法人沖縄県建設技術センター
主たる事務所の住所	宜野湾市普天間1丁目2番16号 電話番号 098(893)5611
代表者氏名	理事長 玉城 守克
業務区域	沖縄県の全域
指定の区分	建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条第1号、第2号、第9号、第10号、第11号、第12号、第13号及び第14号に掲げる区分
取り扱う建築物等	◇延べ面積 500 m ² 以内の一戸建て住宅(非住宅の部分の床面積が延べ面積の2分の1未満かつ 50 m ² 以内の併用住宅を含む) ◇延べ床面積 500 m ² 以内の長屋及び共同住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分を有するものを除く) ◇上記に付属する建築物、昇降機、5 m以下の擁壁 ※但し、他の指定構造計算適合性判定機関に判定依頼するものを除く。
実施する業務の態様	建築確認、中間検査、完了検査